

大情審答申第 255 号
平成 21 年 12 月 1 日

大阪市教育委員会
委員長 池田 知隆 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 7 月 7 日付け大市教委第 1207 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 4 月 9 日付け大市教委第 344 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論としては妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 3 月 12 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し「出勤簿 佃西小学校 管理作業員 給食調理員 H9～H19 年度分」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求について、「大阪市立佃西小学校管理作業員及び給食調理員に係る出勤簿」を特定した上で、平成 9 年度から平成 14 年度分については、本件請求に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「上記公文書の保存年限超過による廃棄（平成 9 年度～平成 13 年度）及び誤廃棄（平成 14 年度）のため保有していない。」

なお、「大阪市立佃西小学校管理作業員及び給食調理員に係る出勤簿（平成 15 年度～平成 19 年度）」については、条例第 10 条第 1 項に基づき、平

成 20 年 4 月 9 日付け大市教委第 343 号により部分公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 6 月 9 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

出勤簿は 5 年保存であるため、平成 14 年度の出勤簿を誤廃棄としたことは不法であり認められない。

実施機関においては、本件決定を取り消し、公開を求めるとともに、書面により謝罪するなど、誠意ある対応を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 公文書誤廃棄にかかる顛末

平成 20 年 3 月 12 日に異議申立人より本件請求がなされたが、本件請求以外にも異議申立人から内容が大量の公開請求が複数あり、また年度末という繁忙時期による錯綜のため、教育委員会事務局担当者から佃西小学校（以下「当該校」という。）管理職へ即日指示連絡することができなかった。

3 月下旬、指示を受けた当該校教頭が確認したところ、本件公文書のうち、平成 9 年度から平成 13 年度分については 5 年の保存年限が満了する毎に逐次廃棄しており、平成 14 年度分については、本来であれば平成 20 年度に廃棄すべきところを、4 月を待たずに 3 月中旬頃に既に廃棄しており、提出できるのは平成 15 年度から平成 19 年度分までであることが判明した。

保存期間満了前の平成 14 年度分を廃棄した理由を問いただしたところ、当該校学校事務職員は、同一校勤務が 10 年目になっており、平成 19 年 12 月の教育長名による平成 19 年度末教職員人事異動方針に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで転任することが見込まれていたため、異動前に文書の整理を行う中で、誤って平成 20 年 3 月中に廃棄したとの理由であった。

2 異議申立人の主張に対する見解

異議申立人は、「出勤簿は 5 年保存であるため、平成 14 年度の出勤簿を誤廃棄したことは不法であり認められない。」と本件決定の取消しを主張しているが、上記 1 にある公文書誤廃棄にかかる顛末のとおり、平成 14 年度出勤簿については誤廃棄により存在しない事実には変わりはない。

なお、公文書の誤廃棄については、今後の再発防止を徹底しなければならないものであり、誤廃棄が判明した後、実施機関より条例及び大阪市立学校文書規則の周知を指示し、再発防止の徹底を図っているところである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、「大阪市立佃西小学校管理作業員及び給食調理員に係る出勤簿（平成9年度～平成14年度）」（以下「本件文書」という。）が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 本件文書の保存期間について

学校教育法施行規則第28条第1項第3号において、職員の出勤簿は、学校において備えなければならない表簿と定められており、また同条第2項で、その保存期間は5年と定められている。

実施機関では同規則第28条に基づき、文書分類表（大阪市立学校文書規則第18条）において、出勤簿の保存期間を5年と定めている。

したがって、本件文書の保存期間は5年であると認められる。

(2) 本件文書の存否について

前記(1)のとおり、本件文書の保存期間は5年であるところ、異議申立人は、本件決定を取り消し公開すべきであると主張しており、それに対して、実施機関は、保存期間超過による廃棄（平成9年度から平成13年度分）及び誤廃棄（平成14年度分）のため、既に存在しないと主張しているので、以下、当該主張の妥当性について検討する。

ア 本件文書のうち平成9年度から平成13年度分について

本件文書のうち、平成9年度から平成13年度に作成された出勤簿は、本件請求がなされた時点で既に5年の保存期間を超過していることから、保存期間が満了したため廃棄したという実施機関の主張に、特段不自然な点は認められない。

イ 本件文書のうち平成14年度分について

本件文書のうち、平成14年度に作成された出勤簿については、保存期間が5年であるため、平成19年度中は保管されていなければならない。

この点について、実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 本件文書を保管している当該校の学校事務職員は平成 20 年 4 月 1 日付けでの異動が見込まれていたため、同年 3 月中に異動前の文書整理を行った際に誤って廃棄してしまった。
- ・ 実施機関は、誤廃棄が発覚した後速やかに、条例及び大阪市立学校文書規則の周知を指示し、さらに平成 21 年 1 月に改めて当該校に指示を行い、再発防止の徹底を図っている。

以上の経過からすると、事実として本件文書は存在しないことが認められるところ、実施機関の説明を覆す特段の事情も存せず、本件文書は存在しないとの実施機関の主張については、これを是認するほかない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

付 記

本件においては、実施機関の公文書の管理には、不適切かつ遺憾な点があったと言わざるを得ない。

実施機関は、誤廃棄が発覚した後、速やかに再発防止の処置を行ったと述べているが、今後、実施機関においては、より一層適切な文書管理がなされるよう要請する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 大久保規子、委員 中原茂樹